



あわら市 告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市細呂木の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業細呂木地区（全工区）に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和元年12月19日

あわら市長 佐々木 康男



次の区域をあわら市細呂木5字^{ヤキヤマ}八木山に編入する。

大字	字	地番
細呂木	6字 大山下	1 2の1 2の3 3の1 3の3 3の4
	7字 江尻	9の1の一部 10の1の一部 11の一部 12 13の1の一部 13の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域をあわら市細呂木9字^{シモンタン}下鴨谷に編入する。

大字	字	地番
細呂木	7字 江尻	1の1 2の1 3の1 4の1 5の1 6の1 7の1 8の1 9の1の一部 10の1の一部 11の一部 13の1の一部 13の2の一部 14
		10字 中鴨谷
	14字 原山下	5の1の一部
	これらの区域に隣接介在する道路の全部および介在する道路、水路である市有地の全部	

次の区域をあわら市細呂木20字^{ニシオヤダ}西親田に編入する。

大字	字	地番
細呂木	21字 ^{ミヅガハ} 水窪	60の一部
これらの区域に隣接する水路および介在する道路である市有地の全部		

次の区域をあわら市細呂木22字^{シンテン}新田に編入する。

大字	字	地番
細呂木	14字 原山下	5の1の一部 6の1 7の1
	50字 埋立地	18の1 19の1 20 21の1 22の1 2 3の1 24の1 25の1 26の1 27の1 28の1 29の1 30の1
これらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域をあわら市細呂木30字東親田ヒガシオヤダに編入する。

大字	字	地	番
細呂木	32字 番田 <small>バンデン</small>	1の一部 2の一部 32の一部	

次の区域をあわら市細呂木37字丁田チヨウダに編入する。

大字	字	地	番
細呂木	32字 番田 <small>バンデン</small>	33の一部	

次の区域をあわら市細呂木39字弥五ノ神ヤマノカミに編入する。

大字	字	地	番
細呂木	40字 崎田 <small>サキタ</small>	31の一部 33の一部	

次の区域をあわら市樋山12字大谷オオタニに編入する。

大字	字	地	番
樋山	6字 カイハミ	12の一部 13	

次の区域をあわら市樋山18字南田ミナミダに編入する。

大字	字	地	番
樋山	6字 カイハミ	14の一部	

次の区域をあわら市樋山28字五反田ゴタンダに編入する。

大字	字	地	番
樋山	29字 八斗九升割 <small>ハツクシヨワリ</small>	1の1の一部 3から9までの各一部 11の一部	

次の区域をあわら市樋山29字八斗九升割ハツクシヨワリに編入する。

大字	字	地	番
樋山	30字 細ラサ <small>ホソサ</small>	2から5までの各一部 9の一部 11	

次の区域をあわら市樋山30字細ラサホソサに編入する。

大字	字	地	番
樋山	29字 八斗九升割 <small>ハツクシヨワリ</small>	9の一部	

次の区域をあわら市樋山31字八反田ハツタンダに編入する。

大字	字	地	番
樋山	29字 八斗九升割 <small>ハツクシヨワリ</small>	9の一部	
	30字 細ラサ <small>ホソサ</small>	1の一部 9の一部 12の一部	